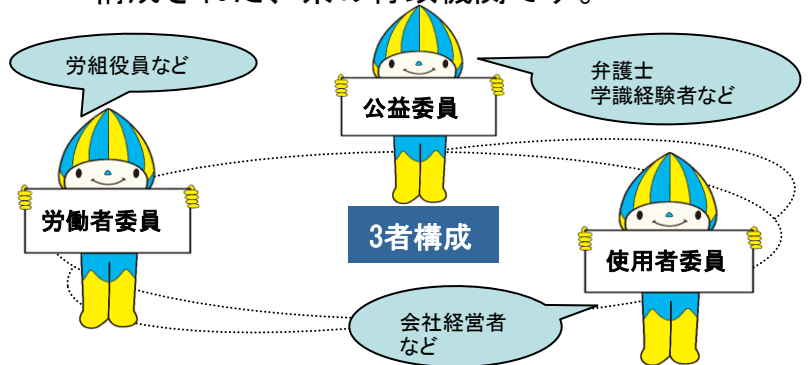


労使間の トラブルで 悩んで いませんか？

岐阜県労働委員会をご存じですか？

労働者と使用者との間のトラブルを迅速・円満に解決し、労使間の安定を図るため、公益、労働者、使用者それぞれの立場を代表する委員で構成された、県の行政機関です。



労働委員会では、公正・中立な立場で、労働組合や個々の労働者と使用者との間に発生した労使紛争を解決するお手伝いをしています。

労働組合と
使用者
のトラブル

労働争議の調整
あっせん

個々の労働者と
使用者のトラブル

個別的労使紛争
のあっせん

あっせんとは

迅速・丁寧がモットーです！

- 労働委員会のあっせん員（3者構成：公益委員、労働者委員、使用者委員）が、双方の主張を確かめ、公正・中立な立場から解決の糸口を見つけ出し、歩み寄りを促す制度です。
- どちらの主張が正しいかを判断するものではありません。当事者がお互いに譲り合いの精神を持ち、紛争を解決させようという姿勢が重要になります。
- 労働組合または労働者側、使用者側、どちらからでも申請できます。



Point1
迅速

「あっせん」開始後、50日程度での解決をめざします。

※個別あっせんの場合は、30日程度

Point2
無料

費用は必要ありません。また、申請手続きは、簡単です。

Point3
秘密

「あっせん」は非公開で行います。もちろん、秘密厳守です。

こんなトラブルのときにご利用いただけます

例えば
こんな
トラブル

事業主から突然解雇を告げられた

やむを得ず、従業員に配転命令を出したが、理由なく拒否されている

事業主から一方的に賃金や賞与が減額された

清流の国ぎふ
マスコットキャラクター
ミナモ

あっせんの流れは

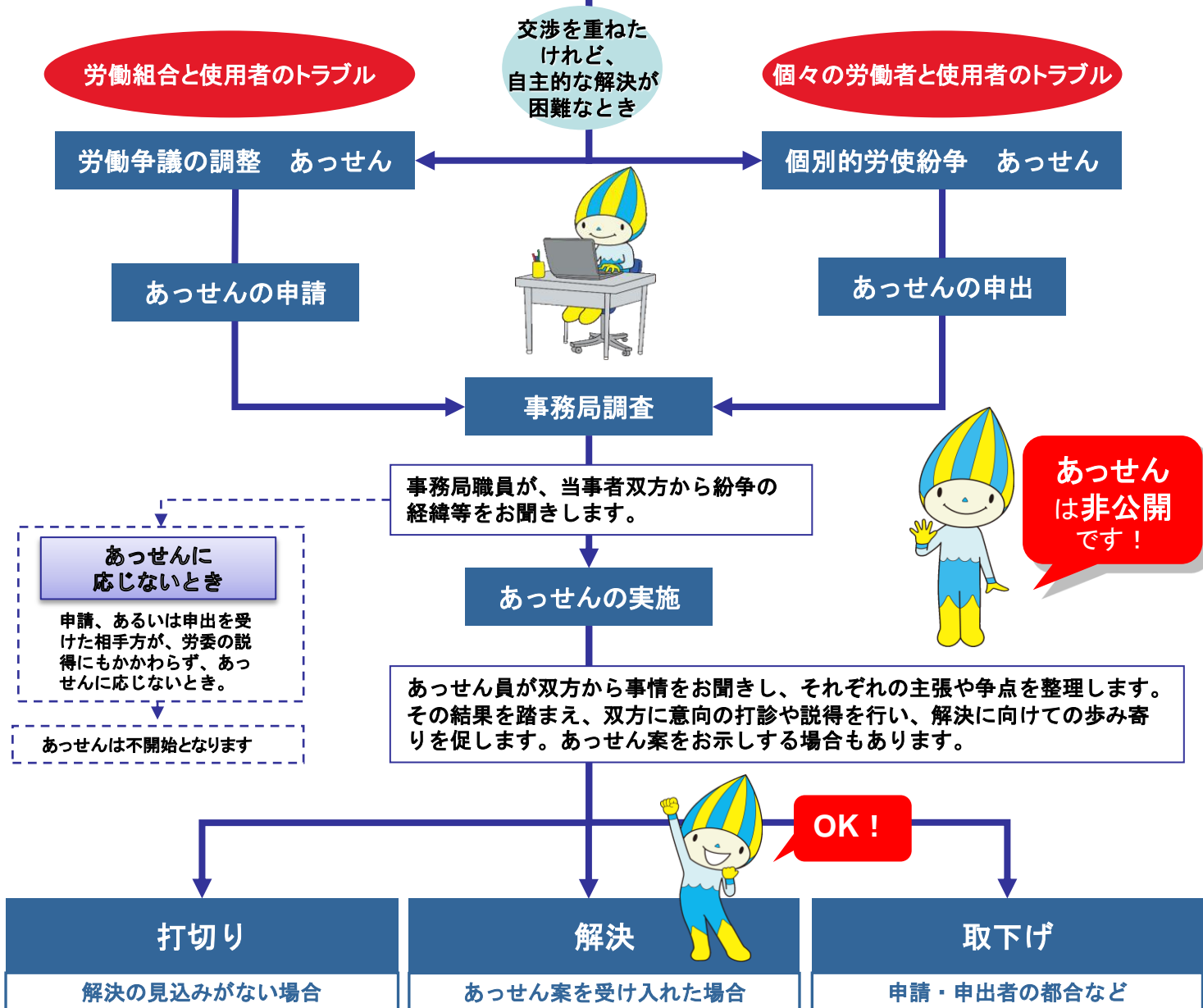
裏

面をご覧ください

「あっせん」の流れ

使用者が団体交渉に応じてくれない、あるいは労働者が業務命令に従ってくれない…など労働問題に関するトラブルが発生した場合は、お気軽にご相談ください。

県庁7階の岐阜県労働委員会でお受けします。事務局にお越しいただくほか、最初はお電話での相談でも結構です。



※労働争議の調整には、「あっせん」の他にも「調停」「仲裁」の制度があります。詳細は、労働委員会事務局までお尋ねください。

問い合わせ先

**岐阜県労働委員会
事務局**

住 所 岐阜市藪田南2-1-1 〒500-8570
電 話 058-272-1111(内線3272~3274)
直通電話 058-272-8790
(県庁舎7階北側の西端にあります)

